



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 私たちの個人情報、どこまで税務署が把握しているのでしょうか？

私たちの個人情報は、どこまで税務署が把握しているのでしょうか？下記の1から6については法律で規定され支払調書というもので税務署が把握しています。

### 1・生命保険金

死亡保険金や満期保険金が100万円を超える場合、保険会社は税務署に「支払調書」を提出する義務があります。

### 2・個人年金

保険会社から受け取る年金の場合は、年間の年金の受取額が20万円を超える場合は、税務署に支払調書が提出されます。

### 3・株式

特定口座年間取引報告書 特定口座を通じた株式や株式投信などの取引について、銘柄名、株数・口数、売却額、取得額、手数料、利益額などを税務署に提出しますので100%把握されています。

一般口座を通じた株式や株式投信などの取引については一回の取引金額が30万円超の場合、銘柄名、株数・口数、売却額を税務署に提出

非上場株の配当10万円を超える場合 年1回のケース に支払調書が提出されます。

### 4・国外送金

1回当たり100万円超の海外からの入金や海外への送金について、国内金融機関が入送金の年月日、金額、本人の口座番号、入送金の理由などとともに税務署に提出

### 5・金地金、金貨など

金地金、金貨、プラチナを取引業者に売却する場合、1回の売却額が200万円以上の場合は、その売却額を税務署に提出

### 6・不動産賃貸

法人や不動産業を営む個人は、同じ人への不動産の利用料等が年間15万円を超える場合、税務署へ報告

## 法律で決まってるとは思えないが、ちゃっかり税務署が把握している情報

個人の戸籍・住民票の異動

不動産の登記事項の変更

会社設立や移転・役員の異動

事業所の開設や、建物の増改築

インターネットでの商品の売買記録

預金の作成や、高額な利子の支払は、金融機関が税務署に報告する義務はありません

しかし相続税等の調査で、預金の履歴を5年ぐらいファイルにしている調査官を何度か目にしました。